



Title	現代教育福祉問題に関する素描
Author(s)	青木, 紀
Citation	教育福祉研究, 1, 39-50
Issue Date	1991-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/28312">https://hdl.handle.net/2115/28312</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_P39-50.pdf



## 現代教育福祉問題に関する素描

青 木 紀\*

### 1 問題への関心

一般的に教育と福祉のはざまに生じた問題は、「谷間」の問題として古くから問題提起されてきた。そこでは、ハンディキャップを抱えた子どもや青年の、教育や福祉的側面そのものにおける処遇の劣悪さ、不平等的扱いなどが問題とされてきた。そしてそれらは、前進はみられているとはいえ、なお教育福祉の現代的課題であり続けてきている。

そのなかでいま、あらためて教育と福祉に分野的にはまたがった議論が要請されているように思われる。たんなる歴史的な課題が現代になお残ってきているというだけでなく、直接的あるいは間接的に、現在の学校教育のあり方、福祉の現状を媒介にして現代の「谷間問題」が、あるいは新たに福祉の対象となるような「病理問題」が形成されてきているからである。そして競争教育の論理は、ますます福祉を切り捨てるかのように学校教育をゆがめ、福祉は福祉で従来からの枠を出ることができないままに、現状の対応的処遇に追われている。

このような競争社会日本の教育と福祉の状況のなかで、とくに「弱い」勤労者家庭が子どもを巻き込んで社会から階層として「落ちこぼれ」てきている。その結果として、痛ましい事件が発生してきている（かの札幌母親餓死事件、女子高校生コンクリート詰め殺人事件などを想起せよ）。しかも今日では、それが必ずしも「弱い」層に限定されず、子どもの生活がゆがみ、低学力・「不適応」などの子どもたちが当の教育から切り捨てられ、

その発達や自己実現が疎外され、さまざまな病理現象が生れてきている。しかしそれらの現象の理解は、なお根本のところでは一致があるとは思えないのが現状である。

かかる状況を目の前にして、教育の側が自らのあり方を徹底して問いかけるのは当然であろう。しかし、端的にいえば、それが十分できていない現状において、社会福祉の側に立つものが、自らの側の厳しい再点検とともに、教育にむかって果さなければならない役割は、文字通り、弱者層あるいは「切り捨てられた」子どもや青年層の側につねに立つものとして、きわめて大きくなっている。すなわち、教育がもつ限界を、たんに「補完」するだけでなく、またその「尻拭」をするだけではない役割が問われてきている。さらにそこには、まず弱者の側に徹底して立つことによってみえる現実を明らかにしなければならない緊急の課題がある。またそれだけでなく、歴史的にも残され続けてきた課題のなかに、あるいは新しく生れてきた課題のなかに潜んでいる本質的問題を、社会福祉の立場を徹底させることによって、現代的課題として時代に（次代に）問題提起していく義務があると思われる。

とはいえ、筆者にとって、その義務感こそ痛切に感じても、これらの課題に応える蓄積はまったくない。したがって、どんな形でも公表すること自体がためらわれる。だがそれはそれとして、これからの訂正もありうるという形を、本稿では思いつきの性格を免れないが、現在の率直な感想を、現代教育福祉問題に関する課題の整理という形で少し展開しておきたい。なおまた、その点に関する特定の分野での研究の蓄積もないことから、基本的には「総論」的なスケッチにとどまっ

\*北海道大学教育学部助教授

ていることをあらかじめ断わっておきたい。

## 2 教育福祉問題の現代的把握 — 教育問題の社会福祉問題への転嫁 —

### (1) 先行研究の「教育福祉」問題の把握

社会福祉から教育の側に向ける議論は、しばしば「告発」の形態をとってきた。それはそれでおおきな意義がある。インパクトからいえば、それがもっとも影響を与える場合であろう。しかし、いまはその点はさておいて、およそ以下のようなことがいえそうである。

教育と福祉のはざまに生じている子どもや青年の問題、これを教育福祉問題としてとらえていこう、あるいは教育に福祉を、福祉に教育という形で「統合」を考えていこう、学校福祉サービスを教育福祉として扱おう、などの議論は、これを集めればある程度の数となる。しかし、教育福祉問題の概念も十分に吟味されているわけではなく、まして教育福祉論という分野が成立するかどうかはわからず、しかもそれらは、ほとんどが社会福祉の側の研究としてしか成立していないのが現状である。それが「教育福祉」研究を端的に示している特徴であるといつてよい。

むしろ教育学の側からの議論もないわけではない。上述の議論のうち、学校教育における福祉サービス論を教育福祉の課題とするものなどはそうであるし、教育が福祉の向上に果す機能の計量を中心に一種の投資効果論として論ずるもの、あるいは福祉国家の教育は教育即福祉でなければならないとするような議論などがそうである。しかし、教育学の側からの議論に共通していえるのは、対象とする「問題」把握がないことである（もっともそれは、教育学研究の教育問題論それ自体の不十分な展開の反映でもあるかもしれない）。

かかる先行研究の状況のなかで、もっとも実践的に教育と福祉のかかわりを意識しながら「問題」把握に努めようとしてきたのは、周知のごとく小川利夫らの潮流であろう。そこでの特徴は、教育からも切り捨てられ、福祉からもその名において教育を切り捨てられてきた子どもや青年の現実

問題を出発点とし、結論的には当面のもっとも重要な課題として、子どもや青年の学習・教育権の保障を主張してきたことであろう。あるいは、問題を歴史的な課題として追及してきたこと、さらに何といても大きな意義をもっているのは、さまざまな「谷間」の問題を実証的に明らかにし、これを社会的に問題提起してきたことにあるだろう。そしてこのことこそは、なお後に続く者にとっても、いまも大きな課題の一つであることは間違いではなからう。

だが「教育福祉」問題ということではなくとも、「谷間」の問題は、いわゆる児童福祉論・児童問題の諸分野として重要な位置を占めてきたのも事実であろう。実際、どんな『児童福祉論』をみても、扱っている問題対象に大きな差はないように思われる。また小川が、「教育福祉」問題とは、いいかえれば「教育における現代の貧困問題」というにしても、その事例としてあげられるのが依然として「谷間」問題の羅列にすぎないのを見ると、「教育福祉」問題・論は、児童福祉論の児童問題把握との差異をどのようにとらえているのであろうか。対象として扱うのが児童にかぎらないことや、福祉教育としての学校教育・社会教育なども関連構造的な課題として扱う、ということにすぎないのかの疑問も生れる。

しかし、いずれにせよもっとも気になるには、文字どおり児童問題を扱う児童福祉論のほとんどすべてが、教育問題を組み込んで児童問題を論じていないことである。いまや子どもの生活の大半が「教育」によって規定されているとき、子どもの生活の矛盾を問題とする児童福祉論がそれで成り立つのであろうか。また小川らにしても、現代における学校教育問題の研究の深化をあいまいにしたままに、基本的には「結果」を出発点にしているようにみえる。

教育競争が、当の子どもだけでなく、親・家族ぐるみで展開される現実のなかで—それは後にも述べるように、企業社会といわれる社会体制のなかでの、企業自体の、そしてそこに雇用されている親・勤労者層の生存競争の反映なのでもあろう

が一、さまざまな教育福祉問題が形成されている。それだけでなく、多くの関係者が強調してやまない子どもや青年の学習・教育権保障の課題も、その具体化には困難がともない、あるいは進んでいるようにみえてもその底部にある差別認識がなかなかあらたまらない現状がある。かかる現況において、もしも教育福祉問題・論を成立させようとするれば、それはたとえば歴史的な行政による「児童観の分裂」の影響という指摘だけではない、現段階の教育福祉問題の形成メカニズムそのものの研究を詰めていく必要があるのではないだろうか。

## (2) 教育福祉問題の現代的把握

—「はじめから」の疎外から「途中」からの疎外へ—

歴史的にみれば、周知のように、精神薄弱児などはその就学を外されていた。また貧困はしばしば義務教育を受けるのも阻害した。さらにいわゆる行政による児童観の「分裂」はいまなお大きな影響をおよぼし続けている。たとえば、保育園と幼稚園の「一元化」問題、児童・少年をめぐる学校と教護院と少年院での「分裂」した扱いなどは、教育と福祉のはざまに、とくに教育に関する諸問題を再生産し続けている。

しかしそれらの問題は、かつての歴史段階においては、文字どおり見捨てられ、それゆえ社会的には潜在化していた問題でもあった。それは、たとえば教育競争といっても、社会階層視点からすればかぎられた階層の子弟間の小さな「摩擦」にすぎず、圧倒的多数はむしろ学校教育そのものを「問題」にしていない、することができない段階での、社会的には無視され、ごく一部の先進的な人々のよってのみ、とりあげられていた問題であった。

もちろん、以上のような事態は、これまでの社会福祉、教育福祉、教育の側からの運動や人権認識の前進もあって、徐々に現代においては改善されてきた。とくにいわゆる障害児・者などの対しては、なお偏見・無理解が後を絶たないとはいえ、社会の一部からの理解は進んできているようにみえる。しかしなお、最初からハンディキャップを

背負った子どもや青年は、当然のことながらいまの受験競争体制、生存競争体制のなかでの不利は免れない。

そのなかで現代の大きな特徴は、そのハンディキャップのある場合はもちろん、とくに特別の、最初からのそれを背負っていないような場合でも、学校教育＝受験体制を軸とする教育体制の一般化を媒介にして、限定された「学力」の階層分化の序列のなかに、しかも社会的に「見える」形で位置づけられてきていることにある。いわゆる「落ちこぼれ」階層だけでなく、はじめからの「落ちこぼれ」階層にも輪切りによって序列がつけられる（後述）のが現代なのである。現代の「学力分化」基準＝偏差値における、子どもや青年層の切り捨てられた下層部分の大量形成である。現状の教育をそのままという意味ではないにせよ、彼らこそ「教育」が必要ともいえるのに、である。

とはいえ、それだけなら何も特別のことではないともいえるかもしれない。しかし問題なのは、そのことが子どもや青年の未来だけでなく、彼らの現状そのものを、つまりその肉体的・精神的発達をも直接的に阻害する形で影響をおよぼしていることである。いいかえれば、将来の社会的不利の予測が「あきらめ」をもたらしているだけではない。競争圧力による屈折や輪切りによる差別感情が、自らの発達をゆがめ、他者にも暴発するところまで事態が進んできている。それらはむしろ、家庭の教育力や家族の安定度ともかかわって表面化してくる場合が多いであろう。しかし、背後に上述のような輪切りの圧力が働いている結果でもあることに間違いはなかりょう。かくして児童問題は児童の生活問題として把握されていたものから、まさに児童の生活・教育問題として把握せざるをえなくなった。それはたんに福祉問題、教育問題という形で分けることのできない現代的な性格の問題であろう。

ところでこれは後にも述べるところであるが、このような「学力分化」の抑止ではなく選別の機関となってしまったかのような学校教育は、とくに福祉を前進させるような性格にはないことにも

考慮しておくべきであろう。またそこでの「学力分化」の上位につねに位置し、学校教育において成功し、企業社会で自己実現を果たしているかにみえても、企業の先兵としての性格から逃れられないエリート層の役割が、そのことを意識する、しないにかかわらず、しばしば自国あるいは他国での新たな貧困問題の創出と結びついていく事実もあることも、厳しくみていく必要がある。

このようにみえてくると、子どもや青年が大人へと成長していくなかでの障害はさまざまだが、現代においては企業社会を頂点とする社会の再生産構造、そこから規定されてくる学校教育・受験体制のあり方と深くかかわって問題が形成されているのが特徴であろう。その意味では「途中」からの差別が一はじめから不利な条件を背負っている場合はそれだけ強く一強められるなかで、まさにこれから人間という子どもや青年の尊厳までもが疎外されるような問題から、そして「成功」したエリート層の役割という問題までを含んで、教育福祉問題が形成されてきているといえるのである。だからこそ、教育福祉問題はまさに全構造的に把握されていかねばならないのである。

### 3 現代教育福祉問題の構造

#### —教育と福祉の相互関連について—

#### (1) 教育と福祉の問題連鎖

##### —教育と（能力）と貧困—

先にみたように、教育競争・競争教育のなかで、子どもや青年の間の「学力分化」が引き起こされ、それが受験結果を契機に輪切りにされ、彼らが社会に出るまえの段階に、あるいは大人になるまえにはやくも差別的選別構造が形成されてくる。たとえば義務教育は別にしても、また例外はあるにしても、小学校や中学校の段階から高校・大学まで、学校間の学校生活・勉学環境格差は往々にして授業料の高低ではなく、偏差値とかかかわっている。また中卒、高卒者の場合には、本来はより一層教育が必要かもしれないにもかかわらず、逆に大卒者より何年も早く働いて、その税金で大学が運営され、学歴という名の「教育」がないばかり

に、さまざまな条件規制のなかで、自己実現の幅を狭められるという差別を受けている。

その差別的格差の典型は収入の差であろう。大人なるまえから、大人になってからも、彼らの大半は、わが国の重層的労働市場の下層部分へと組み込まれ、明らかに不等といってもよい賃金格差という差別を受けながら、日本経済の底辺の担い手として位置づけられていくのである。偏差値に序列づけられた大学間格差に対応した就職企業の差異ぐらゐの問題ならまだしも、その話題の対象にもならず、名前の知られた企業ならその現業部門の底辺に、そうでなければその存立さえ不安定な分野へと行かざるをえない。そこからの脱出は容易なものではない。

以上のことが即貧困に結びつくということではないかもしれない。しかし、低賃金で不安定で自己実現の可能性の少ない職場であれば、何かの出来事を契機に離れやすくなるのは当然であろう。それでも結婚し、子供が生まれ、生活の重みが増してきたとき、そしてにもかかわらず、現実が変わらず、まわりに誰も居ないとき、家族の解体を最後の契機として貧困に文字通り直面せざるをえない状況が出現するかもしれない。かかる現実そのものが、まわりからは「責任感がない」「根気がない」「やる気がないから」といわしめるが、客観的な情勢は、明らかに最初から不利であったのである。また以上のような事態には至らない場合でも、やがて家庭をもって貧困が身をもって感じられるようになったとき、当事者は「勉強ができなかったからしかたがない」「大学を出ていないから」という観念にしばしば取りつかれ、現実が「能力主義」を容認させていく。

さらにみななければならないのは、はじめから「障害」というハンディキャップをもった子どもや青年の場合でも、とくにその親は教育競争を意識させられ、進学にあつたては輪切り入試が実施されていることである。たとえば障害児（精薄児）の高等養護学校の入学試験には、将来職業を身に着けて、社会的に「自立」できる能力があるかないかによって振り分けられる評価基準が作用し、実

際に多くの障害児が落されているのである。「能力主義」は、このような誰でもが少なくとも形式的には理解を示すであろう社会福祉の分野においても、ここまで貫かれているのがわが国の現実である。もちろん、それも「普通」と同じ扱いといえなくはない。しかし彼らこそ、特別な教育が必要だともいえるし、またかりに高等養護学校に入学できたにしても、卒業後の就職が保障されているわけではないのはよく知られていることであろう。そして運よくどこかにできたにしても、最低賃金以下の水準に位置づけられ、それでも安定などはおぼつかないから、年金と合算してということになっても、貧困と隣り合わせに居ざるをえないのが現実であろう。

他方、そのような結果としての貧困の問題を、社会福祉の側からみると、いくつかの無視できない、重要な問題が指摘される。それはいずれも貧困に対する理解にかかわった問題なのだが、なかでも社会福祉の処遇の水準が、すべて上述したようなさまざまな格差構造の底辺とリンクしてきたことが、まず指摘されねばならない。その意味では、たとえばかつてF. エンゲルスが『イギリスにおける労働者階級の状態』で述べていた、救貧院の孤児労働が工場労働の賃金を引き下げたと同じような現実が、なお存在していることに目を向けなければならない。それは少しでも現状を覗いてみればすぐに明らかになることである。

つまり、現代のわが国においては、誰もが認めるような社会福祉の対象の問題においてすら一だからこそといってもいいのだが、つねに競争社会への適応の努力のなかでの「自立」が求められ、現代の「劣等処遇」政策のもとに、低賃金構造への追い立てが貫徹している。そのなかでも、そして現在も、そのことを忠実に守り、実施してきたのがわが国の生活保護行政である。ここでは、貧困はとりわけ強く個人の自助努力・能力の問題であるという観念を背景に、低水準の保護による「重り」の役割だけでなく、受給認定・資格の特別の厳しさによって、「落ちてきた」労働者に「落ちてきた」ことを認めさせずに、あるいは「落ちてき

た」労働者の保護しながらの「自立」ということを認めずに、一刻も早く尻を叩いて追い出すことに重点をおいた対応がなされてきた。そしてその影響は、「生活保護は、社会福祉ではないのではないか」という、ケースワーカーの疑問をも生み出しているのである（補論参照）。

なおそのようなイデオロギーともかかわって、貧困を無視ないし軽視する議論が、社会福祉の分野でさえ登場し、現在の社会福祉政策は「救貧的選別福祉」政策から「普遍主義的福祉」政策へと転換しなければならないという潮流が支配的となり、いわゆる「福祉改革」が進められてきているのは周知のところであろう。だがそれは、金で買う福祉の時代への移行を認めることでもある。ここでは、将来受けることが可能な福祉も、それまでの「能力」によって格差が生れてくるのを当然とする議論に、手を貸すことになるのである。社会福祉概念の変質であり、その立場を放棄するものといってよいだろう。

ここにおいて、教育—（能力）を軸とした、教育と貧困の差別の連鎖構造が、まさに社会の再生産の中心に、あるいは体制の基底に横たわっているのがみえてくる。いいかえれば、労働力を商品として流通・消費させないかぎり生活が維持されえない体制のなかにおいては、必然的に、いかに資本主義にとって価値がある労働力商品をつくるかが、その規定性を免れえない教育にとっても、もっとも重要な役割となってくるのである。それは目標とすべき理想的な教育的価値とは必ずしも一致するものではないだろう。しかし労働力商品としての評価がつねに優先され、その生産的消費機能の絶えざる向上努力、とくに競争精神をもった「自助努力」こそがまた資本主義の根幹精神でもあるとき、実はそのことが、社会福祉のあり方、考え方さえも規定してきているのである。

かくして人間としてではなく、商品としての労働力評価を軸とした画一的人間評価体制が、教育の場面においては学力＝能力主義となって現象し、社会福祉においては貧困問題として現象する。一体何時になったらという話しは別にしても、教

育と福祉の統合なるものが現実化するの、かかる評価基準に基づく連鎖構造が壊され、新たな再編連鎖が形成され、別の人間評価観が確立したときであろう。いいかえれば、そこに到達するまで何をなすかが、教育と福祉の、あるいは教育福祉という新しい立場からの、最大の課題であるといえよう。

## (2) 教育と福祉の対応連鎖の構造

### — 発達とその差異を認める視点 —

ところで、以上にみたような社会の再生産の根本にかかわる教育—(能力)—貧困の連鎖の構造改革は、どこから手をつけるにしても容易なことではないであろう。それは、まずは教育問題と貧困問題の統合的把握のうえに、はじめてある一つの方向が見出されないかぎり、その手探りの努力の位置づけもはっきりしないものになるであろう。しかし事態は進行していることを考慮すれば、とりあえずは教育と福祉の改革そのものが、教育福祉問題の解決にどのような効果をもつのかの予測の下に、少なくとも両者の関係を整理しておく必要がある。以下、その点について少し触れておきたい。

はじめに、とくに学校教育における子どもをめぐる両者の関係をやや図式的に考えてみると次のようにいえるかもしれない。

近年の教育学や社会福祉学においてほぼ共通して認められるようになった考えは、いわゆる発達の視点に立つということであろう（この点で障害児と教育の関係をめぐる研究が教育に及ぼした影響は大きいのは周知のことであろう）。しかしここで考慮しなければならないのは、教育の内容の問題については問わないとすれば（その点は後述）、あらゆる子どもを大切に思っている、学校教育は集団を相手にした、しかも「限定」された教育実践という特質をもつわけだから、結果的には学力格差などが当然生れるであろう。つまり教師個人の努力のあり方はさまざまであっても、一般的には、学校教育は子どもの平均像に焦点を合わせざるをえない体制的な性格を免れないのではないか。だから発達の視点は正しいにしても、その

ことと教育実践の間には、埋めるのが困難な課題がなおいくつか横たわっているのではないか、ということである。

このような現状において、みなければならぬのは、かかる子どもの「学力分化」と一体となって、たとえば体育能力、友人との交際能力、教員との結びつきなど、あらゆる点に分化が生じ、かつてはそれぞれ個人的にバラツキがあったのが、いまはすべてにわたって「平均」以下にいるような子どもが、層としてつくられるような状況が生れてきているのではないか、という点である。つまり、集団のなかの「見えない落ちこぼれ」階層の形成である。

これにたいして社会福祉は、以上のような平均以下の、最下層の、「落されてきた」—学校内部で済まずに学校外にまで—対象者＝「見える落ちこぼれ」層を相手にして、いわばその固有の役割を果してきているところに特徴がある。だからこそ、発達の視点に立つのは教育と同じであっても、その立場は、いわば平均的子ども・青年像を対象にしているのではない、ということになる。いいかえれば、発達の差異を強く認める（教育学もそのことを「発達の必要に応じた」というのだが）視点に立つのである。それゆえまた、教育の重要性、そのゆがみの是正を強く意識せざるをえない立場に、社会福祉従事者はあるといえる。

したがっていいかえれば、社会福祉、児童福祉の対象となるような子ども・青年の発達、自己実現には、いうまでもなく実に多くの障害があるといつてよい。そのなかで、教育と福祉がいかなる関連のもとに、どのように貢献しあえるか、その溝をいかに埋めていくのかは、上述の「落ちこぼれ」の二つの階層の問題にどのように対処していくのか、ということと大きくかかわった問題でもあるように思われる。しかもそこでは、子どもや青年の現実を、現代の生活・教育問題としてとらえ直すことを前提として、両者の関連が問われなければならない。これがいわば狭義の意味での教育福祉問題の解決の展望にむけての関連構造といつてもよい。

かかる課題を念頭において、はじめに教育の側の問題についていえば、以下の諸点が考慮されねばならないであろう。

まず重要なのは、いうまでもなく、社会福祉の直接的な対象者を生み出さないような、あるいはそこまでいかなくとも、現状や未来に展望を見出せない、希望がもたらされないような子どもや青年を生みださない努力、すなわち学校教育の改革そのものである。そのなかには、教育内容の豊かさ、教員の質の向上と余裕の保障、子ども・青年の教育生活条件の整備、何よりも受験制度と一体となった大学改革などが、独自の課題として追及されねばならないであろう。そしてこの場合、とくに重視したいのは、制度や条件の整備は当然のこととしても、教育が自らのゆがみを自らは正していくためには、教育実践の内容が最大の課題であろうが、同時にそれを人間としての魅力の下に具体化すること、そのためには教員が自らの人間観、教育観を変革させていく課題を独自にも追及すること、そして親にも影響力をもつことであろう。つまり、教育の直接的対象は児童・生徒であるにしても、教育の改革主体の中心の位置にあるのは当の教員であろうからである。まさに教育福祉問題の「発生の防止」は、何よりもまず教育のあり方そのものにあるからである。

さらに、上述のような改革ともかかわるが、いまなお何らかの理由によって教育をうける権利が保障されないような場合がしばしばある。たとえば、障害児、非行少年、教護院や少年院に措置されている少年などである。その場合、彼らこそ現代を生きていくうえで教育が必要とすれば、その教育の内容の豊かさとともにだが、教育の側による復学、進学権の保障の受け入れの実際的前進は、社会福祉の具体的進展といえるだろう。なおここで受け入れ側の教育に求められるのは、教育のもっとも大きな内容の一つが、過去に蓄積されてきた文化的諸価値の受け継ぎにあるとすれば、その十分なる享受を目指したゆっくりとした実践、とくに子ども・青年・人間としてのまったく平等な扱いにおける、発達の必要に応じた教育、そし

てその時代、その国での、教育面からみた社会的「自立」のミニマムを保障するようなものであろう。

また同様な立場から、国内だけでなく国外に目を転ずれば、いわゆる発展途上国などの子どもや青年の教育保障も、社会福祉の観点からみるときわめて大きな意義をもつものであろう。とくにわが国の経済が国際化の度を強めれば強めるほど、他国の貧困問題もそれにとまってしばしば引き起こされている現実を考慮するとき、その課題は他国の問題として割り切れないであろう。自国の教育も問われなければならないであろう。

次に社会福祉の側からの教育への影響について考えてみよう。

この点でみておきたいのは、社会福祉の対象となっている子どもや青年の矯正教育、あるいは発達教育を通じた、新たな知見の教育へのはねっかえしによる学校教育の再構成への寄与のことである。それは、先に述べたように、対象となっている子どもや青年が学力分化の底辺層、はみ出し部分と重複していることから、教育に対して大きな問題提起の可能性をもつものでもあろう。教育が教育のゆがみを是正できずに、そのゆがみによってはみだされた子どもや青年が、社会福祉によって、とくにその「教育」によって発達を遂げ、自己実現の可能性への展望を見出したとすれば、その内容はもとの教育に吸収されねばならない性格のものではないか。またいわゆる福祉教育の呼びかけの実現は、生徒だけでなく、教師も含めて、人間を見直す実践的教育として決定的な意義をもってくるであろうことは、後にも触れるところである。

ところで、以上のような「交流」の必要性は別にしても、社会福祉の改革は、間接的だが少なくない教育への影響をもたらすであろう。それはたとえば次のようにいいうるであろう。

すなわち、わが国のように経済が発展している国で、その発展に比較して社会福祉、社会保障の水準が低い国は先進諸国においては（もっともだから発展しえたともいえるのだが）。さらにそ

れだけでなく、そのうえ「福祉改革」の名の下に、福祉の「商品化」が進んできている。したがって生活保護水準の引き上げや、受給のしやすさ、全体としての処遇水準の向上の独自の追及、さらにこれは、社会福祉や社会保障の範囲を越えるともいえるが、低賃金構造の打破そのものの課題などは、社会福祉、社会保障の前進にとって重要な課題である。しかしそれだけではない。なぜならこれらの改悪の動きを阻止し、社会福祉、社会保障の向上が図られることは、間接的にせよ、勤労者間の競争圧力を弱め、ひいては教育競争・競争教育の圧力を弱めるであろうからである。それだけ、将来の生存競争に備えた教育のみに力を集中するような子育てでなく、余裕をもった、子ども・青年の自己実現にむけての、より豊かで多様な教育の展開の可能性を用意することにもなるからである。

#### 4 現代教育福祉問題の分析課題

##### — 諸課題への関心 —

##### (1) 現代教育福祉問題の基本課題

繰り返して述べてきたことだが、教育福祉問題が、現代資本主義体制のなかでの、とくに教育の競争構造を媒介にしてつくり、福祉の現状によってそれが促進されている、またその解決も教育や福祉の改革に互いに依存する関係にあるとき、教育福祉論もそのことを念頭において構成されていかなければならないであろう。そしてそれは、究極的には現代の教育のいわば「両刃の剣」的な性格を、どれだけ社会福祉的理念に引き付けて是正していけるか、という課題を掲げることでもであろう。しかし、だからといって、それが教育問題・教育学研究の範囲だ、ということにはならないであろう。なぜなら、問題は具体的な形をとって現実化し、社会福祉がこれを問題とせざるをえない現状がそこにあるからである。先にみた教育—(能力)—貧困の連鎖を背景に問題がいまや社会化しているからである。

つまり、いいかえるならば、それゆえ教育福祉問題・教育福祉論の立場は、たとえば「能力主義」

を批判する場合においても、これをイデオロギーや政策的論議として批判するのではなく—多くの教育学の側の研究がそうであるように—、子どもや青年の、ゆがめられた教育に規定された生活のゆがみ、発達や自己実現の阻害の現実との関連において、あるいはそれが貧困問題とかかわっているならば、そのなかでの正義とは何か、という問題提起とかかわらせて展開する必要がある。しかも、子どもや青年一般というより、とくに差別された階層の問題としての立場を明確にして、である。

また上述の批判ともかかわっていえば、教育福祉問題・教育福祉論の視点は、実際に能力を欠損させた人々の問題をも対象にすることによって、教育競争の論理＝労働力商品形成の差別化競争＝画一的人間評価体制を批判し、結局労働力が商品として扱われる体制そのものの批判にいきつく必然性を有しているのである。あるいは直接的には商品としての性格の扱いは薄れていたにしても、結局は能力による差別を克服しえず、民主主義さえも実現ができなかった体制のなかでの人間差別批判へと行き着くであろう。

とはいえ、そこまで行くまでにはきわめて長い距離が想定され、解決しなければならない課題はあまりに多い。いまそのなかで考えられる当面の課題をいくつか括って整理し、おわりにかえたい。

##### (2) 当面する諸課題

###### 1) 子どもや青年の貧困問題

「学力分化」における最下層、学校から学校外へと「落ちこぼされた」子ども、あるいは生まれつきハンディキャップを背負わざるをえなかった子どもや青年層の生活の、できるだけトータルな現状分析。いわば、「現代日本における差別された子ども・青年層の状態」の分析。いいかえれば、背後にはもちろん、親や家族の貧困問題が、教育問題あるのだが、それらがいかなる形で子どもや青年の貧困問題となって現われてきているのか、その現代の特徴の把握である。

###### 2) 現代の「学力分化」と貧困

「学力分化」の形成といっても、条件によってお

そらくさまざまに現象してくるであろう。なかでも教員の教え方は大きな影響をもっているだろう。しかしそのような点は別にすれば、競争が受験制度の一点に集中し、選別がなされる現実のまえば、子どもに受験学力をどのようにつけていくかが分かればめであり、したがって、学校以外に、技術としての教育を商品として買い、これを子どもに消化させることが大きな影響を与えるであろう。もちろんそれだけが差をつけることではないとはいえる。しかし、このような教育環境が貧困という現実とどのような関係をもって現実化しているのか。能力をあたかも代表するかのような現代学校教育の「学力」を相対化してみても、重要な意味を新たにもってきていると思われる。

### 3) 教育の貧困と教育・学習権保障

学校教育から疎外された子どもや青年たちは、皮肉にも、だからこそ教育が必要とも思えるのに—もっともその内容が問題だ、なぜなら彼らは現在の学校教育に適応していないだけに過ぎないかもしれないから—、教育からは一層疎外された存在となっていく。もちろんそれが社会に出れば別だということならいいのだが、一般的には明らかに不利な条件のなかに組み込まれていく。「劣等処遇」の階層的再生産機構としての学校の一面が強くその後にも影響をもつ。このような関係は、文字通り、最初から何らかの障害をもったような子どもや青年の場合にはもっと厳しく現象する。しかし、なぜ当の学校教育がハンディキャップをもつ彼らに権利としての教育を保障しえていないのか。そのような教育とは何か、という問いかけとともに、たんなる権利論にのみ依存しない、その根本的な考察と新たな論理立てが必要であろう。

### 4) 貧困な教育と豊かな教育

一方みてもおかなければならないもう一つの話は、受験学力中心の教育から「見捨てられなかった」子ども・青年も、その人格形成やその後の社会的役割において、反福祉的状况を容認したり、創出したりすることがあるとすれば、すべてが教育のせいではないにせよ、これまで受けてきた教

育が、そのような貧困な教育でもあったことが、問われなければならないであろう。とくに後者の場合、その責任の一端はとりわけ最高学府たる大学教育こそが負わなければならない場合が多いのではないか。だからこそ、大学教育もまた「現場勝負」が必要なのであって、それが高校以下の「現場」のみにもとめられるのはおかしいであろう。受験学力評価基準に規定された学校教育のあり方と並んで、もっとも厳しく問われなければならない点である。

なおそのこととかがわっていえば、教育福祉の立場からあらためて問題提起していく必要があるのは、すでに教育の側からも地域教育、生活教育、あるいは青年の主体形成論などという形で問題にしている、人間の生き方における資本主義的評価観とは異なった、価値観、教育観の形成であろう。

### 5) 福祉教育の発展と学校教育

福祉教育はさまざまな意味あいがあるが、ここでは社会福祉専門教育ではない、学校福祉教育を念頭において考えてみよう。その場合、まず社会福祉対象への理解、つまり、ハンディキャップをもった相手と自分を、同一線上において考える自然体への自己変革が基本課題となろう。そしてそれは、さらに社会性との関連において問題を把握したとき、社会変革ともかかわった教育となる。いいかえれば、発達過程にある子ども達や青年に、教育の側から教育の一環として「社会福祉」を意識的に組み込むことによって、人間の絶対侵すべからざる尊厳と平等精神の理解、およびその点に関する問題の社会的な理解を深めることを目的とするのが福祉教育である。

しかし、これを現在の学校教育に組み込むことは進んでいるわけではない。むしろ困難な状況が一般的であろう。そこにまた学校教育のゆがみがあるともしよければ—福祉先進国では福祉教育の発想もないというのに—、その場合、とりわけ子どもや青年だけではなく、まさに教員や親、教育関係者の福祉教育が必要であろう。実際、福祉教育実践校などの例をみても、高校の場合は学力

的には高くない学校、私立の宗教系高校が多いことが何を意味しているのか。このような現状を教育の側が自ら問わないとすれば、社会福祉の側が問いかねなければならぬであろう。これからはその点も含めて、あらためて福祉教育の学校教育体系のなかでの位置づけが、社会福祉の前進だけでなく、教育の変革にとっても大きな意味をもってくるであろう。

#### 6) 学校教育条件整備と学校福祉

ところで、教育の重要な役割の一つがすべての子どもに学力を備えさせることにあるのはそうであろう。それはいわば学校教育の共通土壌でもある。わが国の場合、発達した資本主義国として高い生産力を達成しているが—そのゆがみを教育がまた担わされている—、それゆえまた、一般的に要求される学力水準は高いものになるともいえよう。そうだとすれば、子どもの生れながらの資質はこれまでとは変わらないのであろうから、教育技術の向上も含めて、教育条件の整備は、家族の側の子どもの養育・生活条件の向上とも密接にかかわって、決定的に重要な課題であろう。

しかし先進諸国のなかで、もっとも生徒数が多い位置にある学級定員規模、上から決定されてくる学級削減や学校統合、教室と食堂の未分離、片寄せの内容の「すし詰め」的教育、教員の負担しなければならぬ仕事量の多さなど、あらゆる生徒の個性を認めつつ学力の向上をはかる、あるいは人間性の向上をはかるには、余りにも問題が多すぎる。経済力の豊かな国において、なぜできそうなことができないのか。そこにはどんな規定性が働いているのか。詰めるべき課題であろう。なお学校福祉というと給食・保健衛生などが想起されるが、それもまた学校教育条件整備と結合して考えられるべきであろう。

#### 7) 学校教育の社会的性格の転換

それにしても、学校教育における人間評価基準が、なぜ「学力」—しかもますます限定された—という能力の一部のみに収れんしていくのか。先にも触れたこととかかわっていえば、それが高度に発達した資本主義国における資本主義的能力観と

一致する、ということかもしれない。だが子どもや青年の、人間の発達という視点からすればあまりに問題が多いのはこれまでみてきたところである。その点も含めて、これは、本来的な学校の歴史的な性格、現代社会における位置づけと関連させて、あらためて現代学校教育論として、総合的に詰めなければならない大きな課題であろう。

### 補 論

#### ケースワーカーになった卒業生

ところで、以上のような本稿の展開には、昨年度当ゼミを卒業したHさん（本誌にも寄稿していただいた）へのインタビューの内容が少なからず影響を与えている。筆者は、本年度、その資格もないままに社会福祉論を机上の学問で講義したのだが、その不足をいかに補うかということから、現在道庁でケースワーカーの仕事に自ら希望して携わっているHさんに、生活保護の現状をあらためて聞いたことがあった。以下の補論は、それを筆者がまとめたものであるが、このまま眠らしておくよりも、公表したほうが、いろいろな意味で意義があると思い、本人の了解のうえで掲載することとしたものである。

#### 福祉への出発

父が道庁の職員で福祉職にあり、兄が障害をもっていただこともあって、福祉に近い環境に育った。人間相手の仕事がしたくて教育学部を選び、児童心理を専攻するつもりだった。学部に移行してきた頃は、道庁に入り、児童相談所に行くことを考えていた。しかし、児童を扱うより生活保護のほうが社会全体がみえると考え始めた。ゼミの影響もあったと思うが、そのことに違和感はなかった。この道へ進むのに最終的に決意させたものは、4年生の夏の、帯広での障害者世帯の調査だった。最初に緊張して飛び込んだのが生活保護を受けている家庭だった。「川で洗濯をしている」という話にショックを受けた。次の日が道庁の「面接」だった。

卒論で最初にやりたいと思っていたのは、札幌で実際にあった話で、福祉施設の建設になぜ地域住民が反対するのかということだった。だがどのように扱っていいのかわからず、最終的には障害児の進路問題になった。実態調査を帯広でやったということが大きかったが、もっとも身近なところでの問題意識がそうさせたといえるかもしれない。しかし、就職は、子どもより「貧困」を相手にする仕事のほうが「世の中のゆがみが見える」と思って選んだ。どのみち社会福祉の道に進みたいと考えていたが、生活保護を扱うケースワーカーの仕事を自分の出発点にしようと思った。

### 一人暮らし老人

現在、日本海側にある、石狩支庁管内のある町を担当している。61 ケースを扱っているが、多い人は 70 ケースくらいなので、少ない方だ。ケースごとに ABCD のランクづけがあって、訪問回数は異なっている。車で一人で行くのだが、これから真冬の吹雪が心配だ。

61 ケースのうち、過半数が老人世帯で、ほかに傷病、母子、障害世帯などだ。札幌近郊のある町では、母子世帯がもっとも多くを占めているが、これと好対照だと思う。この地域では、特別のことが過去にあったわけでもなく、普通に暮らしてきて年金だけでは食えなくなり保護を受ける場合が多い。都会と違って、粗末とはいえ、家は持っている場合が多い。しかし、いくら老人でも 29,050 円の老齢福祉年金で生活せよというのは土台無理な話だと思う。わかりやすくいえば、板塀が剥き出しの、窓ガラスの外側にはビニールの覆いがある家で、老人が一人で暮らしている生活を想像してもらえばいい。

昔はニシンと出稼ぎで生活し、ニシンが駄目になってからは、大半の人たちは日雇や出稼ぎで生活を支え、そして子育てをやってきた。町に特別の働き場があるわけではないから、それが「普通」の生活だった。しかし、子育てに追われ、高校を卒業させるのが精一杯の生活は、貯えを残させる

はずもない。また企業や役場に勤めていたわけではないから、普通の人々がもらう厚生年金や共済年金とは無縁の生活となる。その意味では、「保護」を受ける基盤は用意されていたともいえる。今でも、町で暮らしている人たちは、夫婦二人で日雇やって、たとえ 20~30 万稼いだとしてもボーナスとかはないのだから、毎日毎日大変だと思う。

### 子どもの教育

ゼミの話に関連させていうと、かつては中卒が多かったが、今はともかく子供を高校だけは出す。できる子は中学卒業と同時に札幌へ出て進学し、残りの子どもたちが地元の高校に入る。しかし卒業後も地元にはもちろん残れない。結局札幌ということになるが、たいした企業があるわけでもなく、田舎の底辺校では学歴にもならず、不安定な仕事に就く場合が多い。むろん公務員は希望しても可能性はない。実際、保護世帯の場合、その子どもたちは、大工、土木作業員、塗装といった仕事に就いているのが非常に多い。そして札幌に出た彼らも、やがては結婚し、高い家賃を払い、子育てに追われる生活を送ることとなる。だから、親の扶養義務といわれても、容易には果たせないのが現実だと思う。

札幌の母親餓死事件のことはまた後で触れるけど、貧困な町を出た彼らが似たような環境に育った彼女たちと何らかの形で知り合い、若くして結婚し、「豊かな」生活を営んでいくことはそう容易いことではない。そんななかで何らかの原因で生活破綻に陥ったとき、そこに行政の手が及ばなかったとしたら、ということの一つの例ではないかと思う。ゼミ風にいえば貧困の世代的継承ということがいえると思うけど、ともかく「保護」を受ける前の生活が問題だと思う。

ケースワーカーやっていて、「保護者」のことを考えてつらいだろうと思うのは、あの人たちが取らなければならない、生活保護規則にともなう屈辱的行為のことである。たとえば医療を受ける場合、普通の場合であれば保険証を持って病院に行けばそれで済むことだが、あの人たちの場合、そ

ここに福祉事務所があればそこで医療券をもらい、ない場合は役場で診療依頼書をもらって、それを病院の窓口に出してはじめて診療が受けられるのである。だから生活保護の仕組みというのは、被保護者が、生保世帯であるという一般的なつらさに加えて、それを事あるごとに何度も味わざるをえない仕組みになっているように思う。しかも医療扶助のことについていうと、保険適用外のもの全額自己負担ということがあるから、病気によっては実際大変な問題があると思っている。一度そのことでどなられたことがあったが、返す言葉がなかった。

### 現業職

職場のことやケースワーカーについていうと、女性は全道で数えるくらいしかいない。札幌市とは全然つながりがないが、いろいろ厳しいということを知っている。たとえば聞いた話ということだが、ケースワーカーは「嫌われる」仕事だから、「廃止を多くしたら、この仕事をやめさせてあげろ」ということも聞いている。

道庁でも、上級職を受かって、希望してケースワーカーになったのは自分しかいなかった。また職場は大卒でも中級職がほとんどであり、多くの人が転出を望んでいる。今年ほかに何人か北大などの大卒の男性が一般行政職で入ってきたが、研修先で一緒になったとき、みんなケースワーカーの辞令を受けてショックだったといっていた。福祉団体との関係がある職場や、補助金を扱う仕事は「花形」だが、ケースワーカーは「現業」扱いでしかないということが大きいし、職場のなかでも福祉とは「異質」の仕事とみられている。ヤクザ、不正、汚い、貧乏、病気などといったことが偏見とも結びついて「大変なところ」だと思われている。

実際、今までに経験したこともないような状況にもぶつかることもある。畳のうえに敷いてある

新聞紙の上になすわって話を聞いたこと、今ではめったに見られない病気の患者である人からお茶を出されて飲まざるをえなかったことなど、いろいろある。この夏頃には、あのケースこのケースが夢のなかに出てきて困ったこともあった。でも「ひとの命を預かっている」と思っている。

### 「福祉感情」

餓死事件についてはいろいろあるかと思うけど、福祉事務所は一般にもっと良心的だと思っている。ただ支庁では直接地区担当員が申請を受けつけるが、札幌ではその間に「相談」という機能が働くようになってるのが違う。また自分が担当しているところでは、その評価はともかく、いわゆる民生委員の機能がまだ働いている。隣近所の間におけるネットワークのあるなしが一つ問題ではないかと思う。

いずれにせよ、社会福祉・社会保障のあり方にかかわって起きたことだが、そこには、生活保護が、福祉の関係者からも「福祉」として感じ、とらえられていないという問題があると思う。明らかに障害者に対する「福祉感情」とは違うものがあり、当のケースワーカーを含めて、周囲が現代の「劣等処遇」として、彼らを心のどこかで扱っていることの反映ではないかと思う。周りの目が厳しく、生活基盤が弱いという以上の、誰もが認める権利にはなっていないのは、あまりにもあの人たちと変わらないような、変わってもほんの紙一重の水準の違いしかない人達が周囲に多すぎるのではないか。そして異常ともいえる生存競争の厳しさのなかに人々が生きざるをえない現状がそこにあるからではないか。でも、生活基盤が弱いところに生れ、それを克服できないとき、何かをきっかけに、だれでもそうなる現実もやっぱりあると思う。

(文責 青木)